

特定非営利活動法人 日本レーザー医学会 倫理要綱

令和3年10月21日

前文

特定非営利活動法人日本レーザー医学会（以下、本学会）は、レーザーに関する医学、生物学及び工学における研究と技術の向上のため、学術大会の開催等により、医学と医療の発展及び学術交流を図り、社会に貢献することを目的とし、レーザー医療に関与する医師、看護師等医療関係者のみならず、工学的分野での医用レーザーの機器開発および技術開発者などレーザー医学に関与する本学会会員は、その良心に従い、全ての人間の基本的人権を認め、これを侵さず、また、人間以外の動物に関してもその愛護と尊厳に留意し、社会の信頼と負託に応えるため、そしてレーザー医学の研究・開発・応用及び技術向上を推進させるため本要綱を十分に認識し、遵守しなければならない。

レーザー医学に携わる医療従事者、レーザー機器開発者等全てのレーザー医学に関与する者は、本学会会員としての自覚を持って本倫理要綱を基礎研究、臨床研究および社会活動における倫理規範として、各自の活動に従事しなければならない。

- 一、 本学会会員は、レーザー医学の研究（機器開発を含む）・教育、啓発活動及び学会運営の実践にあたって、社会的責任を自覚し、良心に基づき、公正を維持した行為や活動を行い社会の信頼を損なわないように努めなければならない。
- 二、 本学会会員は、レーザー医学の実践に際し、個人の人権を尊重し、プライバシーを侵害することのないように、十分な配慮をしなければならない。
- 三、 本学会会員は、思想信条・性別・年齢・出自・宗教・民族的背景・障害の有無・家族状況に関して差別的取扱いをしてはならない。
- 四、 本学会会員は、セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメントなどあらゆるハラスメントにあたる行為をしてはならない。
- 五、 本学会会員は、レーザー医学の実践に際して、自らの知識、能力、技術水準を自覚するとともに、常にこれらの向上に努めなければならない。

六、 本学会会員は、研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害してはならない。また、剽窃・盗用・改ざんおよび二重投稿をしてはならない。

七、 本学会会員は、研究、開発の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努め、社会的還元に留意するとともに、習得した情報や資料については厳重に管理し、公開・公表する場合は公正を期し、社会的影響についても責任をもつことが求められる。

八、 本学会会員が、上記の倫理要綱に照らし疑義のある場合や、研究や開発において倫理的検討を要すると思われる場合は、倫理委員会を随時開催する。

附則

この綱領は、令和3年10月21日から施行する。